

事務連絡
令和2年5月12日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管課

御中

文部科学省初等中等教育局
参事官（高等学校担当）付
産業教育振興室

農業労働力確保緊急支援事業（農業機械等導入事業）の実施について（周知）

平素より産業教育の振興に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

農業高等学校の生徒等による「援農」（人手を必要とする農家に派遣し、実習の一環として農作業を手伝うこと等）について、また、当該取組に関する予算事業「農業労働力確保事業」については、既に、令和2年4月6日付け文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付産業教育振興室事務連絡「高等学校における援農の御検討依頼に関する周知について」、同月10日付け同事務連絡「農業高校の生徒による援農に係る支援策『農業労働力確保』の周知依頼について」において、周知及び協力依頼をしているところです。

この度、令和2年4月30日に令和2年度補正予算（第1号）が成立し、農林水産省において、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う援農・就農の活動を支援する「農業労働力確保緊急支援事業」を実施することとなりました。うち「農業機械等導入事業」においては、援農又は就農を支援する目的で研修を実施する農業大学校、農業高等学校等に対して、研修用農業機械及び農業設備の導入を支援することとしており、農林水産省から別添2のとおり、各都道府県農業担当部局に対して要望調査を发出しております。

都道府県教育委員会にあっては、所管の農業に関する学科を置く高等学校及び域内の農業に関する学科を置く高等学校を設置する市町村教育委員会に対し、指定都市教育委員会にあっては、所管の農業に関する学科を置く高等学校に対し、都道府県私立学校主管課にあっては、所轄の農業に関する学科を置く高等学校及び学校法人に対し、周知いただくとともに、農業高等学校等が事業実施を希望する場合は、各都道府県・指定都市農業担当部局と連携のうえ、ご対応いただくようお願いいたします。

なお、本件について、御不明な点などございましたら、農林水産省経営局就農・女性課農業教育グループまでお問い合わせくださいますようお願いいたします。

【本件担当】

初等中等教育局参事官（高等学校担当）付
産業教育振興室産業教育係 03-5253-4111（内線 2904）